

令和5年度（2023年度）北海道における労働災害防止に向けた取組方針

1 趣 旨

道内における労働災害の発生状況は、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、増加しているほか、死亡者数は減少傾向にあるものの、今なお多くの尊い人命が失われている。

道は、道民の安全確保とともに、発注者として労災防止に取り組む立場にあることから、労働災害の防止を重要な課題として位置づけ、関係機関、各部、総合振興局及び振興局が連携した取組を進めるため、本方針を定める。

2 取組方針

北海道では、令和4年に労働災害に被災して、死亡した方が前年より9人減少して49人、休業4日以上となった方は前年より7,239人増加して15,174人に達している。

また、道発注工事における労働災害では、死亡した方が前年より1人減少して3人、休業4日以上となった方が前年より8人減少して41人となっている。

労働災害の根絶に向けた取組をより一層進めるため、次のとおり目標と重点を設定する。

※令和4年の労働災害者数の算出基準

- ・北海道全体：令和5年2月末速報値（北海道労働局）
- ・道発注工事：確定値（北海道）

□取組の目標

- 死亡労働災害及び重大災害の根絶
- 休業労働災害の大幅な減少
- 墜落・転落、挟まれ・巻き込まれ災害の防止
- 交通労働災害の防止
- 高年齢労働者や外国人労働者等が被災する労働災害の防止
- 建設工事着工期及び工事追い込み期の労働災害防止
- 積雪や凍結の影響による転倒災害等、冬季特有の労働災害の防止

□取組の重点

道発注工事における労働災害の防止

- 積極的な普及啓発の実施
 - ・広報媒体（新聞・ホームページ）を活用した啓発
 - ・各種会議やセミナーなどでの労働安全知識の普及
- 受注業者への指導の強化
 - ・入札及び契約時における確実な指導の実施（文書及び口頭）
 - ・事業所等の統括安全衛生責任者等から現場への指導・援助・教育の徹底
 - ・安全パトロールなどによる工事場所での安全管理の徹底
 - ・事故発生事業者への再発防止指導の強化・徹底
- 関係機関・団体との連携の強化
 - ・労働災害防止諸会議の開催（経済部・各総合振興局（振興局）等）
 - ・労働災害発生状況の迅速な把握及び情報の共有化